

平成 20 年 1 月 22 日制定
(改訂)平成 29 年 3 月 3 日理事裁定

金沢大学産学官連携・知的財産活動ポリシー

金沢大学は、金沢大学憲章に制定した「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」との基本理念の下、真理の探究に関わる基礎研究から技術に直結する実践研究までの卓越した知の創造に努め、それらにより新たな学術分野を開拓し、技術移転や産業の創出等を図ることで積極的に社会に還元するため、研究成果である知的財産の発掘・管理と社会への積極的な発信に努め、教育・研究とともに大学の使命である社会貢献を積極的に推し進めることを決意した。産学官連携・知的財産活動は、大学が地域・国と国民さらには国際社会と人類に貢献してゆく上で必須であるだけでなく、教育・研究の活性化にもつながることから、将来に亘り大学が組織としてこれを育成、支援して行くことが求められる。本学は、産学官連携・知的財産活動を本学の重要な使命の一つとしてとらえ、より強力に推進するため、以下の産学官連携・知的財産活動ポリシーを定め、これにより、本学の産学官連携・知的財産活動に課せられたミッションを明確にして、本学の社会貢献のさらなる充実と教育研究のより一層の発展を目指すことをここに表明する。

(目的)

1. 産学官連携・知的財産活動の目的は、教育・研究の活性化、地域発展、国民の生活の質の向上、国際貢献、経済活性化、企業の利益向上、イノベーション・市場・雇用の創出、ベンチャー起業化等きわめて多岐に亘り、これらの達成は、知的財産の発掘・確保、産学官連携コーディネート活動、共同研究契約、受託研究契約、技術移転、技術指導、連携講座、寄附講座・寄附研究部門、共同研究講座・共同研究部門、起業支援等多様なスキルと業務によって担われる。本学は、これらの活動を担保、支援、展開するとともに、透明性と説明責任を明確にした運営を行う。

(啓発活動、体制)

2. 本学は、産学官連携に関する国内外の動向と学内シーズの把握に努めるとともに、役職員等を対象に産学官連携・知的財産活動に関する啓発を行い、関連ガイドライン・制度・イベント等の周知を図る。また、関係する企業・団体・自治体・教育研究機関等とも良好な信頼関係を築き、情報・意見交換及びシーズ・ニーズのマッチングを図る。本学の役職員等は、大学と一体的に産学官連携・知的財産活動に積極的、適正に参画、協力する。

(共同研究・受託研究の活性化)

3. 本学は総合大学であり、人間社会・理工・医薬保健学の幅広い領域で研究が行われるが、どの専門分野あるいは分野間で行われる研究も産学官連携・知的財産シーズを生むポテンシャルを持つ。本学は、純粋科学・実学の区別に必ずしも囚われず、共同研究・受託研究の振興を全学的に促し、また、知的創造サイクルの活性化を図る。

(知的財産の帰属・保護・活用)

4. 本学は、本学の研究成果は本学及び国民全体の財産であるとの観点から、有限会社金沢大学ティ・エル・オーと連携して有形無形の知的財産の発掘と確保に努め、特許出願及び技術移転を円滑に推進し、研究成果の産業界への移転を促す。また、研究成果有体物の活用を図る。このため、知的財産権及び研究成果有体物は、金沢大学職務発明取扱規程、金沢大学研究成果有体物取扱規程及び金沢大学学生等発明等取扱規程の規定により、原則として本学の機関帰属とする。

(教育・人材育成)

5. 本学は、アントレプレナーシップ、MOT教育、インターンシップ、オン・ザ・ジョブトレーニング、知的財産教育等を通じて、ベンチャー起業を含む産学官連携及び知的財産活動の担い手を育成する。また、インキュベーション支援のため、金沢大学開発研究促進助成金等の活用を図る。

(指針の遵守)

6. 本学は、政府資金を原資とする研究成果及びリサーチツール特許に関しては、大学における知的財産の活用に関し定められた各種指針又はガイドラインに配慮し、学内外における研究及び事業化の促進に資するため、適正かつ円滑な知的財産の活用を図る。

(国際的展開)

7. 本学は、国際的な平和と安全を維持するための安全保障輸出管理や生物の多様性の保持に配慮し、それらに関連する条約や法令等を遵守しつつ、特許出願・確保、共同研究、技術移転等産学官連携・知財活動の国際展開を戦略的に推進する。このため、海外関連機関との連携、共同事業も積極的に行う。

8. 本ポリシーの運用を図るために必要な具体的事項については別途定める。

9. 本ポリシーは、社会のニーズや本学を取り巻く環境の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとする。

以上